

# 忠類地域振興にかかると提言

～協働のまちづくりを目指して 2010～



平成22年2月  
忠類地域住民会議

# 目 次

## I 総 論

## II 提 言

- 提言項目 1 交流人口の拡大について
- 提言項目 2 観光と農商工業とのネットワーク化について
- 提言項目 3 定住促進対策について
- 提言項目 4 農業経営の効率化等にかかる支援について
- 提言項目 5 ナウマン象記念館の機能充実について
- 提言項目 6 老人介護施設の整備・充実について
- 提言項目 7 公区長の連絡強化支援について
- 提言項目 8 忠類総合支所の機能充実について
- 私たちの願い ～理想の地域像～

# I 総論

幕別町と忠類村の歴史的合併が成立してから4年が経過しました。その間少しずつではありますが、町全体としての一体感が随所に感じられるようになり、この事は合併効果の一つとして行政の施策に於いても経済の枠が拡大されるなど、広がりを見せ始めています。振り返るとこの間忠類地域は幕別町の一員として、どう結びつきを深めていくか、どのように役割を担っていくのか、住民の立場から思うに一体感醸成の旗印のもと、期待感、不安感、戸惑いの入り交じった4年間でもありました。また様々なイベントや人的交流の機会が数多くあり厳しい財政状況の中、忠類地域への予算捻出の恩恵を受けながらも、一方では幕別町の一員として役割感、一体感などの実感がなかなかすぐには伴わなかった事もあったのではないかと思います。そのことは地域にこだわった我が儘なことなのか、反省すべきことなのか、あるいはもっと時間のかかることなのか、考えるに未だ忠類地域にとってそれを合併の難しさと捉える住民が多くいるからでもあります。またこのことは地域性や文化、行政手法の違いであったり、本町との住民意識のずれであったり、本町との距離が遠いという物理的なことも要因の一つとして考えられます。しかしながら合併は過去のものとなりつつあります。いつまでも現在進行形として捉えているわけにはいきません。

一体感の醸成は言葉では理解できても、実感するまでには、時間がかかることですが、その事は本町他地域の方達も同じ思いを感じているのではないかと推測します。

これまでの4年間は試行錯誤の期間として捉えることもできます。これからは言葉だけが一人歩きしないよう忠類地域も含め町全体でそのことに気持ちも新たにに取り組むことが大事になってくると考えます。

4年が経過し、忠類地域の人口は減り続けています。平成18年2月からは、ほぼ100人が減少しました。幕別町全体も例外なく少子高齢化、後継者不足など時代の流れの中で大きな影響を受けています。忠類地域は更に大きな課題としてそのことに歯止めをかけるなければなりません。

人口が減るということは、経済はもちろん、文化や教育、コミュニティなど様々なことに影響することは避けられません。その解決策として更なる協働のまちづくりが大きな原動力の一つになると考えます。一歩進んで協働とは何をすることか、二期目の住民会議においては現実の地域課題を整理し、住民参加による協働をテーマとして、直近の課題を提言書としてまとめました。それは少ない人口構成で効率的に機能させる事、より住民同士のコミュニケーションを取り易くする事、南十勝の玄関口としての地域特性を具体的に活かす事、総合支所と住民が地域課題を共有する事などを柱にして、ネットワークや、ワーキンググループという形を作り人口減少を抑える施策の一つとすることです。二期目の提言書は実現可能なものであることを主として、協働を意識して議論をすすめて参りました。一期目のキーワードは地域特性を活かすことであり、自治の拡充、協働を提言しましたが、その基本路線を継承しながらも、地方衰退が一気に加速され、予想していたとは言え、現

実の課題が余りにも早いスピードで押し寄せていることに対し、早急に取り組まなければならない項目について言及しました。

提言書は地域の活性化をどう実現させていくか、協働をキーワードにした様々な形で展開し、その結果町全体に波及し地域としていかに貢献できるかをまとめたものです。

## II 提言

### 提言項目1 交流人口の拡大について

#### 【課題】

忠類地域の定住人口は減少傾向にあり、幕別町と合併後も役場職員の異動、働く場所の減少、少子高齢化、後継者不足等により減少が加速しています。このままでは近い将来地域経済が機能し得る限界に近付きつつあることは言うまでもありません。また、このことは同時に幕別町全体に影響する課題と捉えなければなりません。

忠類地域は幕別町南十勝の玄関口として、外来人口の接点が多い特性を備えています。

地域の特性を活かしたイベント「どんとこいむら祭り」「ナウマン全道そり大会」や「道の駅・忠類」「ナウマン温泉ホテルアルコ236」「ナウマン象記念館」「ナウマン公園キャンプ場」に多くの観光客が訪れ、これらのイベントや施設の果たしてきた役割は誰しも認めるところです。しかしながら現状のままでは、通過型・滞在型の来訪者を更に惹きつける魅力ある地域となることは難しい段階にきています。それはニーズが多様化し、癒しや変化を求めているからです。

このことを解決するためには、更なる有効活用を図るための観光施設の充実、観光事業のサービス展開を図ること、提言項目2にある住民協働のネットワーク化が大切になってきます。交流人口と経済が結びつく事で新しい雇用も生まれ、地域が活性化し定住人口減少の歯止めに繋がっていくものと考え、以下のことを提言します。

#### 【提言】

- ① スキー場宿泊ロッジ5棟の公的役割を併用した民間委託運用により、サービスを向上させ、自然を満喫できる滞在型宿泊施設とする。
- ② キャンプ場エリアに客の利便性を高めるためのコインランドリーや地域コミュニティ掲示板を設置するなどのサービス機能を充実し、ネットワークを活かした個性ある地域の観光事業を展開する。
- ③ この地域の特性（ナウマン象記念館、農業体験、シーニックカフェの景観等）を活かした来訪型体験観光事業の推進を図る。

## 提言項目 2 観光と農商工業のネットワーク化について

### 【課題】

地域経済が少子高齢化や人口の流出等により減速化傾向にある中、忠類地域の活性化に向けて、今後取り組んでいくべく重要なファクターとして、観光と農商工業そして地域住民が「有機的な連携」をもって参画していくことが求められています。

有機的連携すなわちネットワーク化は、関連する組織や個人が同じテーブルにつき、共有する目的について理解を深めその具現化を計ることによって、既存の事業所等との間に相乗効果が生まれ新たな地域経済活動が創出され则认为します。

地域を支えるのは地域住民であり、全員参加の地域づくりを築いていくなかで、地域の財産について調査研究し地域の特性をより鮮明にしていく取り組みは、新たな観光地としての誘導要因につながると考えられます。

今後は忠類総合支所が中心となり、自発的な推進力となる協働のネットワーク化を進めるために、以下のことを提言します。

### 【提言】

今まで個々が展開してきた観光事業や、イベント、農業観光などを「道の駅」を核にした観光振興のネットワークを築き互いに連携することにより結びつきを強め、地域特性を活かした観光事業として展開し支援する。そのために忠類総合支所とともに、観光と農商工業の協働ネットワークステーションとしてワーキンググループを設置する。

ワーキンググループとは、今まで個々の団体が抱いていた観光に対する価値観、考え方を今一度整理し、忠類地域としての観光コンセプトを造り上げ、目的意識を共有し、協働連携できる集まりとする。

### 提言項目 3 定住促進対策について

#### 【課題】

忠類地域で人口が減少している原因の一つとして、世帯向け住宅が不足していることがあげられます。結婚して世帯を持っても夫婦共稼ぎをする方が多く、公営住宅の居住枠により制限されるケースが増えています。公住家賃格差もさることながら収入が増えることで公営住宅法上入居が困難となり、入居資格を失ってきているのが現状です。さりとて個人で新築する動きは、地域の農業、商工業観光の将来性を考えると前向きとは言えません。その結果当面住まいを求めて他町村へ引っ越しをする方も出て来ています。働く場所が忠類地域にあっても、住む場所が確保できないのが実情です。また将来地域が切望している特別養護老人ホームの建設があるとしたら、世帯家族の居住需要が増大する可能性もあります。将来を見据えこのような憂慮すべき地域住宅事情を解決するために、町の施策として以下の事を提案します。

#### 【提言】

- ① 忠類地域の住宅ニーズを考慮し、住民負担の軽減と建設経費の低減を図るため、民間活力を導入した賃貸住宅建設の支援を推進・継続する。
- ② 遊休町有地の利活用やおおぞら団地における建設要件の緩和など、定住促進への積極的な誘導を図る。

## 提言項目 4 農業経営の効率化等にかかる支援について

### 【課題】

過去の農業経営においては個人の経営条件・努力による自己完結型が主でありました。現在は一部の農業者を除き、個人による規模拡大等による土地・施設投資を進めています。自力では限界的であり、また労働力の不足については慢性的な状況になっています。

このことは地域農業にとって大きな問題であると考えます。その解決策として今後の農業経営の効率化と労働力の補完をはかることが必要であり、そのためには耕畜連携・農商工連携による粗飼料の生産や収穫作業・飼料供給・堆肥やスラリー散布等の農作業支援組織の立ち上げが必要となると考えられ、以下について提言します。

### 【提言】

- ① 現在のコントラクター事業の機能は充実していますが、今後の事業拡大の必要性和 TMR センター事業の設立の要望を背景に先進地事例を参考にしながら建設機械、オペレーター付随技術を保有する建設業と農業関係団体等による農作業支援組織の設立を支援する。  
経済効果として以下のことが考えられる。
  - A 農業者の機械投資による負債と償還の低減。  
搾乳飼育管理の効率化による多頭飼育の実現と過重労働環境の改善。
  - B 建設業の農業関連事業への新規参入と多頭飼育設備投資に係わる新築・改造整備の事業機会の増加と通年型雇用の創出。
- ② 行政の機能として、農業関係団体等と連携した情報提供・設立支援・農業と建設業両者への情報交換や研修を支援する。
- ③ 高性能大型機械の作業効率向上のための最低限の農道整備と自主施行に対する現行制度「農用地排水対策事業補助金（明渠・暗渠整備事業に係わる機械借上・運搬料や埋設管購入経費の一部補助）」の積極的利用を図り、また同制度と同等に区画・起伏整備・除礫事業も対象とする制度を制定し、農業と建設業が効率的に機能経営できるような施策を実施する。
- ④ 農業農村振興にかかる国・道営事業や担い手事業等についてはより積極的に利用できるよう十分な配慮を継続してお願いしたい。



## 提言項目 5 ナウマン象記念館の機能充実について

### 【課題】

昨年度で20周年を迎えたナウマン象記念館は、幕別町の古代遺産であり、忠類地域のシンボルとして、学術的にも広く町内外に知れ渡っています。この古代遺産を今後地域の宝としてどのように継承していくのか、このままで良いのか、価値をどのように活かしていくのか、20年を節目に考える時期にきていると考えます。

ナウマンゾウの化石は、考古学者にとっては尽きることのない古代ロマンの探求材料で、その成果は今後も、大いに期待されているところです。しかしながらその事を単に古代の研究成果、事実確認に留まらず、唯一忠類地域にしかないナウマン象記念館を幕別町の財産として現在、未来とどのようにして係わって行くのか、今後求められる大切な要素になっていくと考えます。古代から学ぶもの、歴史から学ぶものを今日のナウマン象記念館を通して、忠類地域、幕別町全体に広めていく必要があると思います。

### 【提言】

- ① ナウマン象記念館を生態系、自然環境保全など、様々な教育の場として提供し、古代から学ぶものを現在、未来にどのように活かして行くべきか、ナウマン象記念館の活用方法を探り住民スタッフも含め協働で運営できる機関を設ける。またこの事をきっかけとして、更に地域の歴史や文化を学び継承できる地域学研究機関（仮称）へと発展させる。
- ② ナウマン象記念館を教育展示施設としてだけではなく、道の駅を中心とした観光エリアの重要な施設として位置づけ、協働のネットワークステーションとともに魅力ある事業の展開を図る。

## 提言項目6 老人介護施設の整備・充実について

### 【課題】

忠類地域は、合併前より管内の市町村で唯一特別養護老人ホームがない状況にあり、かねてより住民の念願であるこの施設は、幾度もその必要性について議論が交わされてきた経緯があります。広域枠がないことや財政的な措置が難しい、運営母体がないなどの理由から旧忠類村時代においても、実現性が希薄という判断に立ち、総合計画をはじめ、各種計画にも盛り込めずにいました。したがって新町建設計画においても、抽象的な表現にしか至らなかったと理解しているところです。

しかし、一方では今後も高齢化人口の増加が見込まれるほか、療養型病床群の廃止や在宅で介護ができない家庭が増加することなど、施設の待機状況は一層厳しくなることが考えられます。

調査の結果、現在忠類・駒島地域に於いて他町村の特別養護老人ホームを始め、グループホームや、病院など何らかの施設に入所されている方が17名いるほか、特別養護老人ホームの待機者も17名程いる現状にあります。加えて介護施設の十勝の広域枠はすでに空きのない状況にある中、今後も国が広域枠を増やしていく見込みもありません。

また、普段生活している地域で、あるいは家族の近くで介護されながら、一生を過ごすことを望む人が多いことは確かであり、これらのことから忠類地域には何らかの介護施設を建設する必要があると言えます。

このような中、国の政策転換により、特別養護老人ホームが広域枠だけでなく地域密着型への移行により、忠類地域においても施設の建設が可能になったことに加え、今年度の国の補正予算による介護福祉施設に対する補助金の上乗せや、経費がかからないサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームの道も開けるほか、建設に興味を示す町内社会福祉法人も存在するなど、好条件が整ったこの時期に、特養の建設に現実味が帯びてきたといえます。むしろこの時期を逃すと忠類地域では特養の建設は将来に渡って実現は難しいものと判断されるところであります。

### 【提言】

国や道の有利な補助金等があるこの時期に、忠類地域にサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームの建設を要望する。

また、その手法として、単独型の特別養護老人ホームでは経営の難しさがあることを考慮すると、事業運営費の低減が図れるサテライト型の施設の建設を他の事業に先駆け最優先事業と位置付けして建設されることを要望する。

## 提言項目7 公区長の連絡強化支援について

### 【課題】

忠類地域には現在14の行政区があり、合併前には年4回の公区長会議が開催されていました。合併後は年2回の開催となったことから他行政区の活動情報や運営の実態について情報の入手が困難な状況となり、地域間の連帯意識の希薄さからくる地域活力の低下も懸念されています。

14行政区それぞれ状況は異なりますが、共通の地域問題、課題等を解決し、よりよい方向に進めていく必要性が考えられ以下のことを提言します。

### 【提言】

忠類地域における公区長連絡会議（仮称）の設立を町としてサポートし、地域課題の共有と協働の取り組みを推進する。この事による地域への波及効果は以下の事が見込める。

- 1 地域情報の共有によるコミュニティ活動の活発化
- 2 自、他行政区の活動状況の受発信による地域活動の把握と地域課題の共有
- 3 地域密着型活動や協働の取り組みを公区長が中心になって実施

## 提言項目 8 忠類総合支所の機能充実について

### 【課題】

現在の幕別町においては、実質公債費比率に現れているように厳しい財政状況におかれながらも健全化に向けた取り組みがされています。

町の施策も第5期総合計画や3ヵ年実施計画に基づき予算執行が進められている中、地域の総合支所の機能役割は本庁と効率的、効果的に連携していかなければなりません。

現在忠類地域は合併して4年が経とうとしています。改めて地域の総合支所の役割を考えた時、自発的住民活動に対する支援や、必要とされるインフラ整備についての状況把握、住民情報を広く聴取するなど、協働の担い手であり牽引役としてこれまで以上に機能の充実に努める必要があると考えます。こうしたことから、以下のことを提言します。

### 【提言】

- ① 総合支所として住民要望や地域の実情に基づく事業計画提案策定と、地域の必要とするインフラ整備等の把握と取りまとめを本庁と緊密な連携のもとに進める。
- ② これまで蓄積された忠類地域の情報（地域の歴史、災害記録、イベント、地域コミュニティなど）をしっかりと継承し、町全体に貢献できる総合支所であること。
- ③ 決裁の仕組みを簡素化し出来るだけ時間のかからぬよう、ワンディレスポンス（即日回答）できる内容のものは総合支所で決裁できるような仕組みを検証し、効率化を進める。

## 私たちの願い ～理想の地域像～

- i 私たちは、遠く日高の山脈<sup>やまなみ</sup>を望み、落ち着きある地理環境と四季の風情に恵まれたこの地域を生活と生産の舞台として大切に守りたい。
  
- ii 私たちは、自然と共生し、健<sup>すこ</sup>やかな心と体<sup>やしな</sup>を養い、緑豊かな大地で多くの人々の生命<sup>いのち</sup>を支え、安らぎと潤いを与えることを悦<sup>よろこ</sup>びとしたい。
  
- iii 私たちは、互いに助け合い励まし合う豊かな心を育み、ともに考えともに行動し、努力することを惜<sup>お</sup>しま<sup>こころざし</sup>ず志<sup>こころざし</sup>をもって暮らしたい。
  
- iv 私たちは、先人の労苦を思い、自主自立の精神と誇りを持ち、香り高い生活文化を創造し、誰もが愛し、憧れる地域をつくりたい。

(第1期提言書より)

# 資料編

# I 忠類地域振興にかかる提言の検証と策定の経過

## 1 忠類地域住民会議の審議経過

年月日	会 議	議 事
平成20年 2月14日	第1回忠類地域住民会議	忠類地域住民会議の趣旨及び設置条例の説明 委員長の互選について 副委員長の互選並びに委員長の職務を代理する副委員長の順位の指定について 忠類地域住民会議における取り組みの経過
平成20年 3月29日	第2回忠類地域住民会議	平成20年度予算及び組織機構について 第1期忠類地域住民会議における審議結果の報告について 忠類地域住民会議の進め方について
平成20年 4月24日	第3回忠類地域住民会議	幕別町財政健全化推進プランについて 幕別町公営住宅ストック総合活用計画について 忠類地域住民会議の進め方について
平成20年 5月13日	第4回忠類地域住民会議	生涯学習課関係事業について 経済建設課関係事業について 忠類地域住民会議の進め方について
平成20年 6月 6日	第5回忠類地域住民会議	企画室関係事業（カントリーサイン、協働のまちづくり等）について 忠類地域各種団体の情報提供について 先進地視察研修について
平成20年 7月14日	第6回忠類地域住民会議	忠類の魅力（農業関係）について 先進地視察研修について
平成20年 8月29日	第7回忠類地域住民会議	先進地視察研修（新ひだか町三石地域） 地域自治区（地域協議会）について 道の駅周辺施設の現状と課題について
平成20年 9月30日	第8回忠類地域住民会議	カントリーサイン、成人式の経過報告について 防災計画について かわら版について 今後のスケジュールについて
平成20年10月31日	第9回忠類地域住民会議	忠類地域の福祉政策について
平成20年11月27日	第10回忠類地域住民会議	教育関係政策について 観光・イベントについて
平成20年12月18日	第11回忠類地域住民会議	観光・イベントについて
平成21年 1月26日	第12回忠類地域住民会議	地域内経済について 住民参加・協働の方法について
平成21年 2月20日	第13回忠類地域住民会議	地域振興への展開について

平成21年 3月23日	第14回忠類地域住民会議	地域ネットワークについて
平成21年 4月20日	第15回忠類地域住民会議	カントリーサインについて 協働とネットワークについて
平成21年 5月25日	第16回忠類地域住民会議	提言書の総論について
平成21年 6月22日	第17回忠類地域住民会議	提言書の総論について 今後の進め方について
平成21年 7月21日	第18回忠類地域住民会議	地域課題の検討について 今後の進め方について
平成21年11月30日	第19回忠類地域住民会議	提言書（素案）について
平成21年12月17日	第20回忠類地域住民会議	提言書（素案）について
平成22年 1月12日	第21回忠類地域住民会議	提言書（案）について
平成22年 2月 1日	第22回忠類地域住民会議	「忠類地域振興にかかる提言～協働のまちづくりを目指して 2010～」の提出について

## 2 各部会の審議経過

年月日	人口・経済	生活・福祉教育
平成21年 7月28日		第1回
平成21年 7月29日	第1回	
平成21年 8月11日		第2回
平成21年 8月12日	第2回	
平成21年 9月 2日		第3回
平成21年 9月 3日	第3回	
平成21年 9月29日	第4回	
平成21年 9月30日		第4回
平成21年10月16日		第5回
平成21年10月26日	第5回	
平成21年10月29日		第6回



## II 忠類地域住民会議委員名簿

### 忠類地域住民会議

委員長	加藤	茂樹						
副委員長	武内	悠紀夫						
	三島	まゆみ						
委員	森本	憲司	菅野	能稔	西川	利枝	岡田	和志
	山崎	和夫	赤石	裕元	山下	浩昭	新井	重美
	東口	隆弘	小森	和彦	渡邊	靖之	大橋	等

### 人口・経済部会

部会長	武内	悠紀夫						
副部会長	小森	和彦						
部会員	森本	憲司	山下	浩昭	新井	重美	東口	隆弘
	大橋	等						

### 生活・福祉教育部会

部会長	三島	まゆみ						
副部会長	山崎	和夫						
部会員	菅野	能稔	西川	利枝	岡田	和志	赤石	裕元
	渡邊	靖之						

### Ⅲ 忠類地域住民会議の提言書提出文

平成 22 年 2 月 1 日

幕別町長 岡田 和夫 様

幕別町忠類地域住民会議

委員長 加藤 茂樹

忠類地域振興にかかる提言の提出について

このことについて、慎重に審議した結果、別添「忠類地域振興にかかる提言～協働のまちづくりを目指して 2010～」として取りまとめましたので、別添のとおり提出いたします。

## IV 幕別町忠類地域住民会議条例

(平成17年 9月26日 条例第18号)

(設置)

第1条 忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、編入前の忠類村の区域に忠類地域住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、当該区域に係る次に掲げる事項のうち、町長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて調査審議し、町長に意見を述べることができる。

- (1) 町の施策及び予算に関すること。
- (2) 町の各種計画に関すること。
- (3) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に規定する市町村建設計画の推進及び変更に関すること。
- (4) 町と当該区域の住民又は団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 住民会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

(1) 公共的団体等（以下「団体等」という。）に所属する者で当該団体等が推薦するもの

- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は団体等が推薦を取り消したときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 住民会議に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、住民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

委員長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 住民会議は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めるとき。
- (2) 委員の3分の1以上の者から招集の請求があるとき。
- 2 委員長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮ってこれを定める。
- 4 会議は、公開とする。

(答申及び意見の尊重)

第8条 町長は、第2条に規定する住民会議の答申及び意見を尊重し、当該区域の振興に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 住民会議の委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第3号）の規定の例による。

(庶務)

第10条 住民会議の庶務は、忠類総合支所の地域振興担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、住民会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月6日から施行する。